

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所  
委託役務関係一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「法人」という。）が行なう委託役務関係の一般競争入札（入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件を付して行う一般競争入札を含む。以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施対象)

第2条 この要綱の対象は、次に掲げる契約に係る一般競争入札とする。

- (1) 委託契約又は請負契約（建設工事及び測量・建設コンサルタント等に係るものを除く。）で予定価格が **100** 万円を超えるもの。
- (2) 物件の借入れ契約で予定価格が **80** 万円を超えるもの

(入札案件の公告及びその方法)

第3条 理事長は、委託役務に関する入札情報を公告する。

- 2 前項の公告の方法は、理事長が地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所ホームページ及び大阪府公報又は大阪府ホームページに入札説明書を掲載することにより行う。

(公告する事項)

第4条 入札案件の公告する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 案件名
- (2) 入札に付する事項
- (3) 入札参加資格
- (4) 入札参加資格審査申請書類の提出期限、提出先及び入札説明書、契約条件を示す場所
- (5) 入札の日時及び場所
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(入札の参加)

第5条 法人の物品関係一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加しようとする者は、入札参加申請をしなければならない。

(入札参加申請の要件)

第6条 一般競争入札の参加申請を行える者の要件は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 一般競争入札の参加申請の日において、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札の参加申請の日において、大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく指名除外の措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (3) 理事長が、あらかじめ又は入札案件ごとに定める参加資格要件を満たすこと。

#### (入札参加申請の方法)

第7条 一般競争入札の参加申請の方法は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所ホームページから一般競争入札参加申請書(様式 第1号)をダウンロードし、必要事項を記載し、第4条により公告する日時までに提出場所へ持参することにより行う。

- 2 前項により入札参加申請した者が、入札参加申請の取消しを行なう場合は、入札参加辞退(申請取下げ)届(様式 第5号)を一般競争入札参加申請書を提出した場所まで持参することにより行うことができる。なお、入札参加申請の取消しができる期間は、入札参加申請の日から入札日までとする。

#### (入札参加資格の確認通知)

第8条 理事長は、第5条による入札参加申請をした者が第6条の入札参加申請の要件を具備しているかを確認し、当該要件を具備している者に入札参加資格確認通知書を発行する。

なお、当該要件を具備していない者には、参加できない理由を付して通知するものとする。

#### (入札参加の要件)

第9条 一般競争入札に参加する者の要件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前条の入札参加資格確認通知書を受けた者であること。
- (2) 一般競争入札の参加申請を完了した日から落札決定の日までの期間に、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 一般競争入札の参加申請を完了した日から落札決定の日までの期間に、大阪府物品・委託役務関係指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 一般競争入札の参加申請を完了した日から落札決定の日までの期間に、大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく指名除外の措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

#### (入札説明書及び仕様書に対する質問)

第10条 入札に参加しようとする者は、指定された期間内に入札説明書及び仕様書に対する質問書(様式 第2号)を提出することができる。

- 2 仕様書に対する質問書は、案件毎に提出するものとする。なお、提出方法は一般競争入札参加申請書を提出した場所へ持参又は電送によるものとする。

- 3 前項の質問書の提出があった場合は、その質問を取りまとめて回答することとし、入札参加資格確認通知書を受けた者全者に通知する。

(技術審査資料の提出及び審査)

第 11 条 公告した入札案件において、技術審査資料の届出が必要な場合は、技術審査資料届出書（様式 第 6 号）を第 4 条により公告する日時及び場所に提出しなければならない。

なお、技術審査資料を前述の日時及び場所に提出しない者は当該入札案件への参加資格を失うものとする。

- 2 前項において提出された技術審査資料は、第 4 条により公告した仕様を満たしているか否かを審査し、判定結果を通知する。

その際、採用し得ないと判定のあった者は、当該入札案件への参加資格を失うものとする。

- 3 提出された技術審査資料に不足又は不明瞭なものがある場合は、別途定める期日までに追加資料を求める場合がある。なお、これに応じない場合又は指定した期日までに提出しない者は当該入札案件への参加資格を失うものとする。

(入札方法)

第 12 条 入札は地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所一般競争入札心得に基づき実施する。

- 2 前項に規定する一般競争入札心得の定め以外に必要な事項を定める必要があるときは、第 4 条により公告する事項において明らかにするものとする。

(入札保証金)

第 13 条 入札保証金は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程第 4 条により見積もる金額の 100 分の 5 以上とする。ただし同規程第 5 条に該当する場合は免除とする。

(入札参加資格の取り消し等)

第 14 条 一般競争入札参加申請書に虚偽の記載をした者は、公告した入札案件への参加資格を取り消すものとする。また、一般競争入札参加申請書に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

- 2 前項において、入札参加資格の取消しを受けた者又は無効の入札を行った者は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所入札参加停止要綱に基づき入札参加停止措置を行う場合がある。

(入札参加申請書等における費用負担)

第 15 条 一般競争入札参加申請書、入札書の作成並びに提出に要する費用及び仕様書、入札書等の取得に要する費用等は、申請者又は閲覧者の負担とする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱の定めにより難しいときは、入札案件ごとに定めることができる。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。